

琉球大学学術リポジトリ

エコノミ・ソシアル(社会的経済)論の方法

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2010-02-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高畑, 明尚, Takahata, Akihisa メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002005380

エコノミ・ソシアル（社会的経済）論の方法

高畑明尚

はじめに

日本では、生活協同組合が転換期にあるといわれて久しく¹⁾、今日では、住専問題との関係で、農業協同組合が批判の対象となっている。

その一方で、市民活動の恒常化・安定化を図るための市民活動法案も、その作成が進められている。

これに対して、各種の協同組合や市民の活動が盛んなヨーロッパでは、こうした活動・運動を、財団なども含めてエコノミ・ソシアル (économie sociale)²⁾ として一括しており、EUにも、それを扱う部局が開設されている³⁾。

これを受けて日本でも、近年、「社会的経済」などとして、協同組合や、その活動に何らかの経済性を伴うものを一つのカテゴリーで捉えようとする試みがある。

だがヨーロッパ経済の中で、不況や失業問題を克服する手段⁴⁾ として注目され⁵⁾、EUもその活動状況の把握に乗り出したエコノミ・ソシアルも、理論的には、その把握の仕方や議論の方法において、帰納法と演繹法との間で揺れ動いている⁶⁾。

このエコノミ・ソシアル「を理論的にどのように把握するのかについては、これらの用語を用いる国においてでさえ、いまだ定説と呼ばれるレベルのものも存在していないと言ってよい」が、「それにもかかわらず…それらをくくる言葉が用いられているのは、(統一ヨーロッパレベルである種の事業体が一つのグループを構成するものとして公式に認知され始めているという一引

用者）実態が先行し、現実のレベルでそれらの事業体が運動の上で、また業務の上で互いに接近する傾向を示し始めたことを反映している」⁷⁾ ののである。

その一方で、このエコノミ・ソシアルの経済的実績の多くが協同組合であるということ⁸⁾で、エコノミ・ソシアル論が協同組合論の隠れ蓑にされている側面もある。

ヨーロッパの歴史や思想においても、日本の今日の議論においても、実に、この種の、協同組合の本質を明らかにせず、その本質論的行き詰まりをエコノミ・ソシアル論議でスリカエするというやり方は共通して見られるものであるが⁹⁾、その影には、協同組合の勢力増大によってのみ社会は変革されるという協同組合（共和国）主義が透けて見える^{10) 11)}。

このことは、経済的活動を行うエコノミ・ソシアル諸組織の物象的主体性に由来する立論であると思われる¹²⁾が、筆者は既に、拙稿「生活協同組合の存在構造—資本説と運動体説との統一的観点に立って—」¹³⁾において、社会のトータル（＝総対的）な把握の方法との関連で、社会的な存在は私的所有者として承認されることにより、自らの社会的形態（法的人格）をもち、逆に、その人格＝形態と、実体としての私的所有とが、たとえば生活協同組合運動においても、その運動内容を制約するということを指摘している。

というのも、経済的活動は社会的活動であり、また、市民活動を恒常化させるためには何らかの物品や施設などは、その量や経費の如何にかかわらず必要であるが、その維持のために、活動の仕方や運動方法が規定・制約されるのは、資本のシステムの中では必然的なことであり、そのプロセスの中で、諸個人の主体的活動の手段としての組織や事業が諸個人に対して自立化し、主体が二重化する（その結果、いわば主客関係が逆転する）のも、資本のシステムの中では、必然的なことであるからである。

したがって、この逆転をそのまま受けた協同組合（共和国）主義は、転倒した社会的理念である。

そして、この種の転倒に陥らないためには、対象である諸形態は、その場

面形態〔Element〕である、社会システムとしての資本のシステム（＝資本主義社会）における形態であることを（その把握において）堅持すべきなのである^{10）}。

そこで本稿では、前掲拙稿の成果を前提として、またエコノミ・ソシアル論を徹底させるために、エコノミ・ソシアル論とはどのようなものなのか、何故にこのような形の（議）論が新たに出てきたのかということの基本構造を、現代社会のシステム把握と関連させつつ、析出することにする。

なお、これにより、エコノミ・ソシアルとして総称されているものを一括して議論することの問題が明らかになるので、よってエコノミ・ソシアルと呼ばれている（個々の）ものエコノミ・ソシアルとしての分析は、ここでは不要となるとの判断の下に、以下の考察をすすめていくことにする。

1 エコノミ・ソシアル論の現状

（1） カテゴリーとしての「エコノミ・ソシアル」が提起する問題

エコノミ・ソシアルは、その言葉通り、フランス語に由来する用語であり、EUを中心に使われているカテゴリーである。

日本では、理論的には、まだ、言葉を含めて輸入が中心の段階であり、いまのところは「社会的経済」という訳語が比較的多く当てられている。

これに対してアメリカでは、‘social economy’は‘welfare economy’と同義に使われることが多く、経済学や社会学、倫理学などの混合した（方法論による）分析について使われることもある^{10）}。

ロックとクラインダunstによれば、そのアメリカでも、「社会－経済」という用語を積極的に使い、ヨーロッパへの接近が図られている^{10）}とのことであるが、アメリカでは、アソシエーションに焦点を当てて、「非営利組織（Non Profit Organization）」というカテゴリーが主として用いられてい

る（エコノミ・ソシアルに直接に対応するものとしては、「第3セクター（the third sector）」がある。）。

この「非営利」とは、アメリカでは、連邦税法上の分類に基づくカテゴリーであり、公式に登録された組織に適用されるものである¹⁷⁾。

アメリカでは、たとえばケンタッキー・フライド・チキンも商業協同組合に属するものであり、したがって、それが協同組合である、つまり、ヨーロッパで言うエコノミ・ソシアルに属するかどうかということよりも、その組織・企業の経済的事業の推進動機が営利か非営利（これは、直ちには、利潤を産まないということにはならない。）ということに、社会的関心があるということが言える（これには、アメリカにおいては、協同組合は非営利組織とは法制上は見做されないということにもよる。）。

しかし、この違いは、理論上の大きな問題を示唆している。

というのも、EUを中心とした「エコノミー・ソシアル」圏では、「経済的機能と社会的機能を合わせ持」¹⁸⁾った、つまり私的経済活動主体（これは、端的に言えば、私的資本である。）に対するものに、理論的にも実践的にも関心が集まっているのであるが、実に、この＜私的・公的＞という対比・組み合わせが、エコノミ・ソシアル論の骨格および方法上の大きな問題を孕んでいるからである。

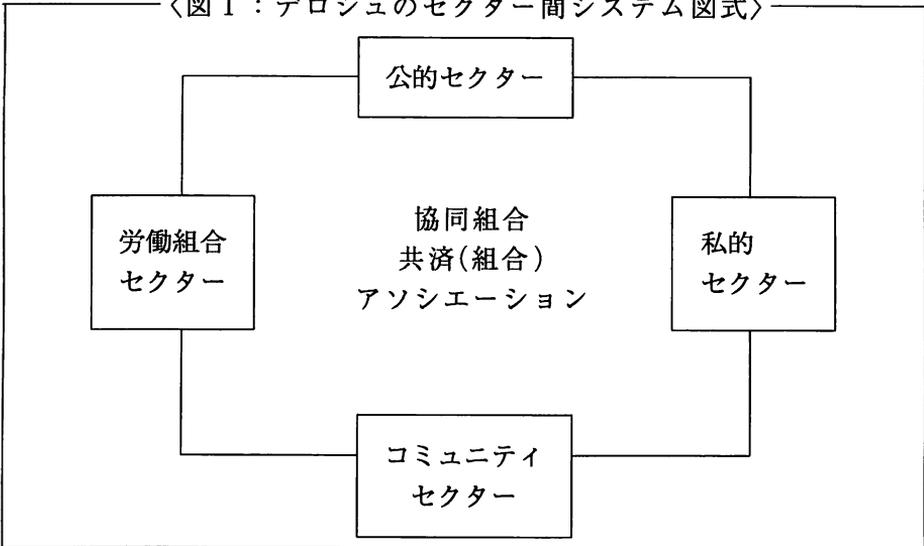
たとえ「新しいヨーロッパの市場統合という文脈から離れて社会的経済の登場の意義をつかむことはできない」¹⁹⁾としても、エコノミ・ソシアルというものを普遍的なカテゴリーとして考えるならば、このような一般化は不当ではない。

（2）今日的なエコノミ・ソシアル論の本質的問題

さて、エコノミ・ソシアルは、協同組合、共済、アソシエーションの3者、あるいは、これに財団を加えた4者で構成するものとされることが多い。

これは、私的資本が構成するとされる「私的セクター」と、公的機関で構

〈図1：デロシュのセクター間システム図式〉



成される「公的セクター」のどちらにも包摂し難いものをエコノミ・ソシアルと総称して捉えようとしたことによる。

このことの問題点は、エコノミ・ソシアル論の方法の検討を行う次章にて指摘することにして、ここでは、この3者ないし4者を一括して捉えようとすることによる問題点を、典型的なエコノミ・ソシアルの本質論を検討することで、明らかにしておきたい。

さて、エコノミ・ソシアル論義でしばしば引用されるのは、上のようなデロシュの図式である（図1参照）²⁰⁾。

これによれば、エコノミ・ソシアルとは、「私的セクター」と「公的セクター」、「コミュニティ・セクター」および「労働組合セクター」の4者とは関連しながらも、相対的には異なるものということになる。

ここで「コミュニティ・セクター」とは、地方または地域の公営企業と一般企業との混合企業とされているので、これは、「私的セクター」と「公的

セクター」との相関において捉えることができる。

そこで、残りの「私的セクター」、「公的セクター」および「労働組合セクター」との関係を考える。

この3者の関係は、「労働組合セクター」とは何かということをもとまず捨象すれば、前2者にこれに加わることの奇異さは、実に、前2者の組み合わせの問題点が前提となっていることにある。

その「公的セクター」と「私的セクター」は、各「セクター」によって区分される基盤を有するが、この基盤が、エコノミ・ソシアル論議においては、一般に、不明である。

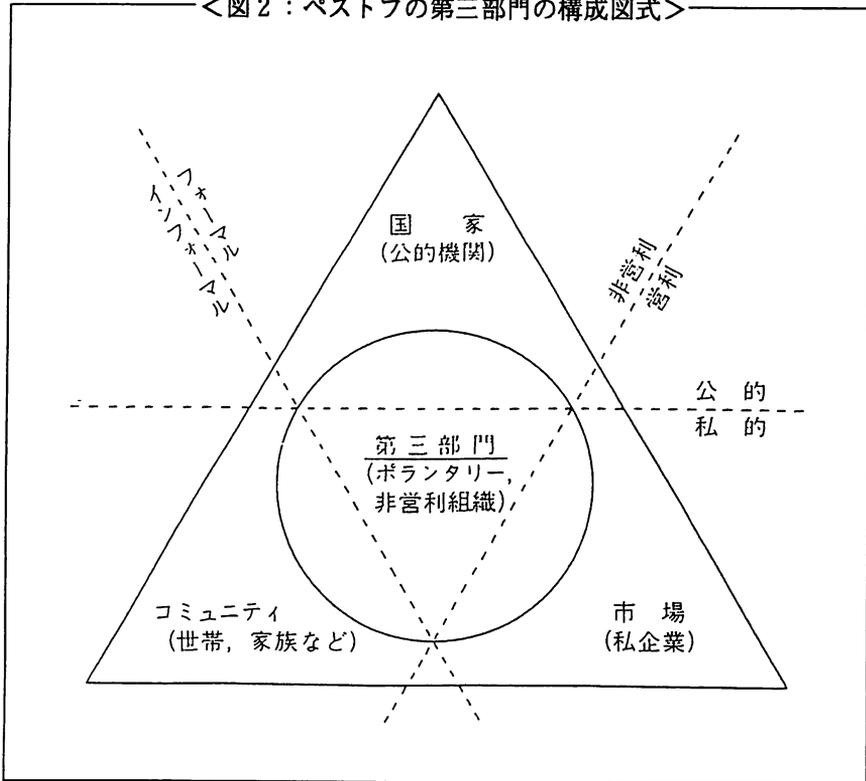
ここで「私的セクター」を前提にすると、その基盤は、私的企業、つまり資本の能動する市場ということになるが、その場合、資本にとっては、その人格化としての所有者（資本家）が公的機関であるか私的機関であるかを問わないのであり、つまり法形式的には所有は（他と自己とを区別して自己内に固有の空間＝プライベート・エリアをつくるという意味で）私的なものであるので、したがって、この基盤を2分割しても、資本の能動性という本質に則しては違いはない。言い換えれば、「セクター」として区分する根拠はない。

そこでつぎに、業務内容の相違という点で考えると、たとえば医療や福祉におけるように、業務内容では公私を峻別することはできない²¹⁾のであって、やはり「公的セクター」と「私的セクター」とに全体を二分することの根拠は不明である。

この根拠不明の立論の上に成り立ち、かつ、直接にはそのいずれでもない第3のセクターは、理論的根拠の不明な、仮のカテゴリーということになる。

つぎのようなペストフの図式では、さらに「営利」と「非営利」、および「フォーマル」と「インフォーマル」という別の区分が、各区分間の相違と、したがって（それらが依って立つ）同一性とが根拠不明のまま、第3部門が論じられることとなっている（図2参照）²²⁾。

<図2：ベストフの第三部門の構成図式>



こうした議論は、結果的には、結論のために都合のよい前提をもってくるというご都合主義的なものとなっていると同時に、個々の事例・具体例の集積によりカテゴリーを構成するとともに、それにより自説を正当化する、いわゆる実証主義となっている。

2 エコノミ・ソシアル論の本質論的矛盾と問題

（1）エコノミ・ソシアル論的方法的問題の基底

先に述べたように、本稿で対象としているエコノミ・ソシアルに関する議論も、いわゆる実証主義の潮流を形成するものとなっているが、このことが、エコノミ・ソシアル論の基底において方法的問題を形成している。

というのも、まず第一に、エコノミ・ソシアル論では、一方で主要なもののもつ共通性から「公式」（＝定義）を立て、もって個々の組織の内容を判断するのに対して、他方では、個々の組織の内容からエコノミ・ソシアルとは何かを規定しようとすることにより、この実証主義的方法の両者の間で矛盾をきたしているからである。

そしてつぎに、この後者の方法に則しては、エコノミ・ソシアルというカテゴリーの領域に押し込められると考えられるものからエコノミ・ソシアルの本質を確定しようということは、そもそも何がエコノミ・ソシアルかが確定されていないのであるから、未確定のものを基に確定作業をするという、方法的に転倒したものとなっているからである。

ところで、このような方法的問題・矛盾は、エコノミ・ソシアルというもののもつ本質的矛盾が顕在化したものと考えられる。

その理由を述べる。

まず、エコノミ・ソシアルを構成するとされる、各種の協同組合や種々雑多なアソシエーションも、すべて社会的な制度的存在であり、その（制度としての）物象的能動性の根源は、それぞれの組織・団体を構成する個々の人々の（能動的＝主体的）行為であるとともに、その物象的主体性は、社会的編成原理である資本のシステムとしての物象のシステムにおいて発現するものである。

したがって、本質を自己と他者との相関において形成されるものとすれば、それらの本質規定は2重に存在するのであり、したがって、本質的に矛盾したものとなるのである。

だが、この矛盾において本質を捉えようとしないエコノミ・ソシアル論は、

それゆえに、存在において矛盾しているのに観念（理論）においては矛盾を認めないので、方法的に矛盾したものとなるのである。

ここでは、該当する諸々の制度的存在が資本のシステムにおいて物象的主体性を発揮するという点に鑑みれば、それらが一面では物象的存在であり、他方では、個々の構成員である生きた人間の活動性にも直接的な制約を受けるという、物象的存在の物象性を否定（＝対象の総体的な姿を顕現させることであり、ここでは具体的には、直接的な形態での能動性を制約すること。）²⁰⁾するものということがポイントである²⁰⁾。

すると、エコノミ・ソシアルの本質も、矛盾論的に統一した把握ができる。

つまり、たとえば生活協同組合などの本質的に矛盾する対象を、それが独自の存在として能動する場面（ここでは資本のシステム）において本質的に捉えるならば、それは資本を否定するものとして規定されるのであり、言い換えれば、当該場面においては否定的な存在として捉えることができるのである。

このことは、エコノミ・ソシアル全般に拡大しうる。

なぜなら、繰り返しになるが、エコノミ・ソシアルとされるものは、協同組合にせよ共済にせよ、あるいは諸々のアソシエーションにせよ、それを運動させる生きた個々人と、その運動のあり方に制約を加えるものとの双方から運動の仕方を規定されつつ一定の組織的制度的同一性を保つことにより、物象的主体性を維持するからである。

このように、エコノミ・ソシアルは、それ自体で自己を規定しきることはいできない（つまり一面で、資本との相関において規定される）ものということが出来るが、であるからこそ、資本を否定するものとして期待されているとともに、その否定の根拠としての、構成員である人間個々人の直接的な活動がその運動を制約する度合いが大きいことが、参加へのインセンティブを形成していると言える。

さらに、エコノミ・ソシアル論においては、一般に、公的性格と私的性格

とを鵠的に使い分けるといった方法的問題を孕んでいる。

すなわち、エコノミ・ソシアル論においては、ある時は公的機関を公的であるということによって批判しながら、ある時には、エコノミ・ソシアルは（私的組織ではないということによって）公的・公共的な性格をもつものとして肯定される。つまりは、公的機関も、媒介的に肯定されるのである。

私的機関＝私的企業についても同様である。

この点においても、以上のように端的に矛盾しながら、これまでのエコノミ・ソシアル論議においては、自己を肯定するように本質論議が組み立てられてきたのである²⁸⁾。

（2）エコノミ・ソシアル論における「セクター」というカテゴリーとその使用上の問題

だが、生活協同組合をとっても、それが単純に資本を否定するものと規定されるのか、それとも株式会社という資本家形態を纏い物象的に運動するのにかよって、その本質規定が直接には相違してくるようになり、資本のシステムにおいて非資本としてふるまうものは、非資本でありながら資本と同様に法人格を取得しうる媒介物として、国家を直接に前提とする。

このことが、エコノミ・ソシアル論議における方法的混乱である、「私的セクター」と「公的セクター」とによる当該場面（世界）の2分割の根拠となっているのではあるが、ここで、その「セクター」という方法的手段は、物象の能動する場面と国家との直接的相違という点から観れば、次元の異なるものを同一次元に無理に押し込めようとしたことによる理論的構成物であるということが言える²⁹⁾。

しかし、改めて述べれば、この「セクター」なる用語のカテゴリーとしての意味を限定しないかぎりには、この「セクター」を用いてエコノミ・ソシアルを説明しても、それはトートロジーにもならないのである。

たとえば富沢賢治氏は、エコノミ・ソシアルを「私的セクターにも公的セ

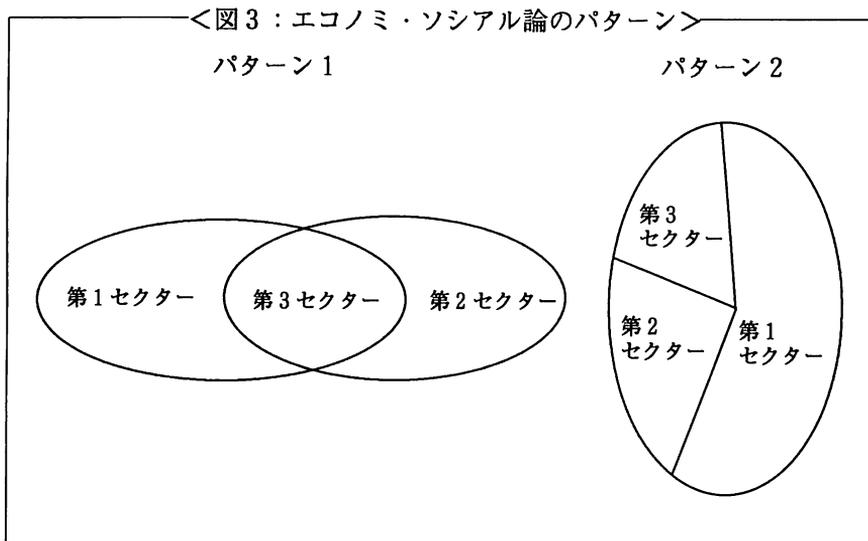
クターにも所属しない独自のセクター」^{m)} であると無媒介に断定しているが、それが「独自である」というためには、前2者が限定されていなければならないのである。

以上のように、エコノミ・ソシアル論議においては、この「セクター」なる用語は、エコノミ・ソシアルに言及する各論者に、エコノミ・ソシアルの能動する場面（世界）の根拠・根源にまで遡及（して検討）することなく、直接的な現象のみをみて立論するためのブラックボックスとなっていると言える。

（3）エコノミ・ソシアル論の本質論における矛盾

以上の検討を基に、エコノミ・ソシアル論の本質論議を分析すれば、簡単に、つぎのことが導き出せる。

すなわち、エコノミ・ソシアル論においてエコノミ・ソシアルが「第3セクター」として措定されることを形式面から捉えると、この「第3セクター」



が「第1セクター」と「第2セクター」（「私的セクター」と「公的セクター」）に対して、下の図のような二つの関係の仕方があることが示唆される（図3を参照されたい。）。

つまり、パターン1のように「第1セクター」と「第2セクター」との両方の性質を兼ね備えたものとして、その両者のクロスするものとして「第3セクター」を指示するものと、パターン2のように、前二者とは直接には区別されるものとして「第3セクター」を指示するものとしてである²⁹⁾。

主流の見解では、形式的には、まさに第3のものとして、このうちのパターン2でエコノミ・ソシアル（つまり、ここでの「第3セクター」）を捉えつつ、内容的には、私的企業（つまり資本）の能動的な場面（世界）にありながら公的な役割を担うものとして、パターン1で捉えるという矛盾をおかしているのである。

ここには、二重の問題がある。

一つは、形式的な区別を形式と内容の区別にしてしまうという問題であり、もう一つは、本質規定として異なるものを峻別しないということである。

とはいえ、これは、エコノミ・ソシアル論の問題に留まらずに、エコノミ・ソシアル自体の（一元的には本質規定できないという）矛盾した本質を受けてのものでもある。

3 エコノミ・ソシアル論からの展望

それでは、上で分析したようなエコノミ・ソシアル（社会的経済）論の方法は、現代社会の何を根拠としているのであろうか。

それは、端的に言えば、エコノミ・ソシアル論のパターン1からすれば、現代社会の理念³⁰⁾である、私的個人の自由な活動（「私的セクター」の根拠）に基づく公共性（「公的セクター」の根拠）の実現である。

エコノミ・ソシアル論のパターン2からすれば、私的企業の能動する領域

（「私的セクター」）を否定し、他方で、公的機関を否定することである。

ここでの公的機関の否定とは、①公的機関のみが公共的活動を行うものではないことを顕かにし、②公的機関の活動の仕方を条件づける（＝制約する）ということなどである。

このうち、後者の②に関しては、たとえば、権力の濫用を抑制することや、いわゆる官僚制の弊害を解消してゆくことなどが挙げられよう。

ただし、このパターン2で要請されていることは、パターン1で要請されていることに包摂できる。

これに対して、エコノミ・ソシアルへと至る実践と理論や思想の系譜の中での、自立した個人による活動の連帯の意味するものは、一方では社会的運動の連帯（とくに労働運動と協同組合運動との連帯）であり、他方では、自分のことを自分でするということ（＝自助：ただし、この場合には、社会的形態に媒介されているということが要点である。）である。

そして、この後者は、社会的なものを自己として認識し、その編成過程を自己の形成・陶冶過程とすることをその理念とするものではあるが、現実には、自己に直接関わることのみを自助の対象とし、非直接的なことは自己の彼岸にあるものとして、自己に対立的なもの、疎外されたものとしてしまうという形で具体化されうる（現実にも、一面で、そういう傾向にある。）。

また前者は、協同組合運動は労働（組合）運動と併存・連携して独自の意味をもつものなのか、それとも労働（組合）運動を進めて行く上での手段にすぎないのかという、自立した個人を前提とした社会的運動の現実的・実践的問題を、これまでも提起し、この両者の間で揺れ動いてきた³⁰⁾。

したがって、この意味では、エコノミ・ソシアルという理論的カテゴリーは、協同組合などの既存の（エコノミ・ソシアルに属するとされる）ものの実践的困難を解決するものではないし、その定立が、協同組合などの本質を明らかにすることを免罪するものでもない。

このエコノミ・ソシアルというカテゴリーは、具体的には、協同組合など

種々のものの寄せ集めであり、したがって、この点からすれば、個々の具体物の、実践的かつ理論的な徹底によってのみ、把握することができる。

そして、その具体的把握から展開できるのは、自由な（自立した）個人（形態的には私的個人）の連帯・連合による活動と、それによる社会的公共性の直接的な実現・獲得であった。

つまり、理論的には、エコノミ・ソシアルが私的企業（資本）を否定するものであり、実践的には、前述したことはエコノミ・ソシアルに留まらない理念であるということによって、理論的にも実践的にも、エコノミ・ソシアルは、そこからの超出と、したがってエコノミ・ソシアルの存在を許容する社会システムからの超出とを展望しうるのである。

これに対して、今日のエコノミ・ソシアル論では、エコノミ・ソシアルの理論と思想の系譜に連綿として存在してきた協同組合主義ないしは協同組合共和国主義の発想を見て取ることができる。

それは、協同組合がエコノミ・ソシアルの中心であるとするを、この発想に根拠づけることもできるからである。

とはいえ、かつて否定された協同組合（共和国）主義が自己否定（＝自己認識）できない協同組合運動の側からエコノミ・ソシアル論に密輸入されることは、協同組合（共和国）主義が協同組合の量的拡大を第一義とするものであるとするならば、エコノミ・ソシアルが自己増殖をその本性とするということの意味している³¹⁾。

そして、この量的拡大という指向性こそ、資本の本性（ $G - G'$ ）と同一であり、まさにエコノミ・ソシアルの一方の本質が資本によって規定されるということを表している。

また、それと同時に、エコノミ・ソシアルが資本のシステムを媒介するものであるということを表している。

だからこそ、本質的に「資本の否定的形態」³²⁾としてエコノミ・ソシアルをとらえるならば、この本質的に資本に規定されるものであるということや

資本のシステムを媒介するものであるということは、否定されなければならない、それは、自由な私的個々人の連合・連帯に基づく諸活動の徹底という方向でなされなければならないのである。

4 エコノミ・ソシアル論と経済学ないしは社会科学 —むすびを兼ねて—

（1）エコノミ・ソシアル論からの展望の総体性

さて、西川潤氏は、「社会的経済」は、「社会的事業経済の側面」³⁶⁾ をもちつつ、「その本来の意味」は、「日本の経営の『ミクロ参加』の経験を摂取しつつ、労働者の企業および社会的意志決定への『マクロ参加』をすすめようとしている」ことである³⁶⁾ としているが、以上の検討内容からすれば、エコノミ・ソシアルというカテゴリーを立てて問題ないし実践しようとしていることは、そういう次元に留まらないと言える。

また、エコノミ・ソシアル論に関しては、「市場の失敗」や「国家の失敗」によって「福祉国家」に現れた諸問題を解決すべきものという、それとは異なる場面設定も、しばしばなされる。

しかし、このエコノミ・ソシアルの「発展する根拠として挙げられる『市場の失敗』や『国家の失敗』を、市場や国家の機能不全という形をとって現れた、われわれ現代に生きる人間〔個々人—高畑〕の、自分自身の生活を媒介する諸々の関係や制度、サービス、物などを市場や国家に委ねて疎遠にしていたことの結果であると考えれば」³⁶⁾、この場面設定も、より高次の、言い換えれば、より普遍的・根底的なものへと連携できる。

それは、「初期社会的経済」³⁶⁾ に関して、ルソーやサン・シモン、フーリエ、さらにはブルドンらが、マルクスの言う「労働と所有の分離」を前提としない、「未分化な状態の『労働する人間たち』」³⁷⁾ を、その担い手としていたということは、今日的なエコノミ・ソシアルが、「労働と所有の分離」を、

つまりは場面環境〔Element〕として資本主義社会を前提にすれば、この社会の根源的の主体としての「労働する諸個人」³⁸⁾の連合組織、所有形態として、言い換えれば、労働と所有の分化した状態を自ら再結合させるものとして、その理念において捉えることができる³⁹⁾からである。

このことが、エコノミ・ソシアル論の方法の検討を通して得た、エコノミ・ソシアルの徹底によって達成されるべき、自由な自立した私的個々人の連合・連帯による諸活動と、それによる社会的公共性の直接的な実現・獲得の過程の通過点にあることは言うまでもない。

（2）エコノミ・ソシアル論からの展望と協同組合（共和国）主義

さて、いま述べたことを言い換えれば、エコノミ・ソシアルに関する直接的な社会的現象の把握も、この社会の本質把握を本質的に指向するものであるならば、この社会を根源的に産み出す主体から媒介されうるのであり、この指向性を拒むものは、社会把握の理論としての正当性をもたない。

そして、協同組合の諸産業の制覇による社会変革を指向する協同組合（共和国）主義も、形成されてある社会システムを前提にするものであるので、その指向性を拒むものと言える。

また、エコノミ・ソシアルは、「70年代以降発生してきた」、「伝統的な経済学では定義できない、あるいは十分に定義できない多くの問題」⁴⁰⁾も、それらに対応した社会現象なのでもない。

したがってエコノミ・ソシアル論も、エコノミ・ソシアル（の再興隆）に応じ、それに関する議論ではあっても、それらに直接に対応した議論ではない。

なぜならば、すでに述べたように、伝統的な経済学は、まさにその伝統を受け継ぐならば、それらの問題に十分に対応できるからである。

対応できないのは、伝統的な経済学なのではなく、伝統的な経済学に対応しきれない、言い換えれば、その伝統を正統に受け継ぐことのできない学の

方である⁴⁰。

よって、「社会的経済の定義が曖昧であるという議論は、社会的経済が経済制度のどこに位置し、どこにインターフェイスしているのかの認識の相違からきている」⁴⁰ のではなく、学の対象、ここでは経済学の対象としての経済を、他から切り離された孤立的なものとして捉えるのか、それとも、対象は総体的なものであり、対象の認識は、その場面環境〔Element〕の認識まで必要とするのかという、近代＝現代の科学に共通の根本的で普遍的な問題に由来するのである。

したがって、矛盾しつつ自己産出するものとしてシステムを捉えないことにより、伝統的なエコノミ・ソシアル論は、シャルル・ジードなどのように、協同組合などの具体的な個々の存在、つまり直接的事例を肯定することになる。

つまりは、直接的・具体的な個々の存在に「理性」（＝社会的理念）を見るのである。

そして、このような、対象に則しては外面的な把握や評価の仕方＝方法が、エコノミ・ソシアルに関する議論の多様性を（それが属する）経済制度や、それを認識する論者の位置の偶然的相違に結びつけることを可能にするのである。

具体的には、ドイツのエコノミ・ソシアル論議の特殊性が、ドイツの法制度や経済制度、あるいは国家体制（「福祉国家」の堅持）の他国（とくに他の西ヨーロッパ諸国）との相違に直結され、また論者ではミュンクナー（ドイツ）などの議論が、そうしたドイツの特殊性に根拠をもつものとして、あるいはドイツの特殊性を表すものとしてのみ評価される⁴⁰ ことに帰結している。

（3）社会科学とエコノミ・ソシアル論の方法

さて、エコノミ・ソシアル論のなかでは、「非営利組織」から「エコノミ・

「ソーシャル（社会的経済）」への対象指示（用語）の変更が、論史における論点の一つとなっている。

この用語変更を提起したのはデロシュであるが、北島健一氏によれば、「彼が、『社会的経済』という用語の方を推奨した理由の一つは、『非営利』という用語につきまとう曖昧さにあった」が、「かなりのアソシエーション、そして…協同組合、共済も…実際には…『非営利』という名の下に利得行為をしているのだから、一般的に『非営利』という概念ではなく、『場』を限定して、『収益の特別な配分』という概念に変える必要がある」⁴⁰ からであった。

しかしこれは、協同組合などのエコノミ・ソーシャルという、いわば善きものと、非営利という、より普遍的な善きものとを接合するための方便にすぎない。

たとえば、エコノミ・ソーシャルにおいて余剰ないしは利潤を再配分しないことと、私的資本において内部留保によって利潤を株主（貨幣資本家）に分配しないこととは、企業（の維持・発展という）物象的主体性の面からすれば、同一性を有する。

このように、エコノミ・ソーシャル論は一般に、「現実的なものは理性的である」というヘーゲル命題の次元にすらなく、エコノミ・ソーシャルは協同組合などによって構成されるということ、言い換えれば、エコノミ・ソーシャルは協同組合などであることによって実現されるということ⁴⁰、あるいは、エコノミ・ソーシャルにおいてしばしばメリットとして主張される、（公的機関の官僚制に対する）民主性やメンバー同士の連帯などが（そうであることによって、つまりは、どこからか）善きものをもたらすのだという次元に留まる⁴⁰。

したがって、エコノミ・ソーシャルというものから先のようなことを展望しうるからといって、エコノミ・ソーシャルが、それ自体で肯定しうるものであるということにはならないのである。

これまでの協同組合論などに散見されたような、本質を（立論の前提的段階で）肯定し、諸々の実践的問題は、この本質が具体化される上での、（本質に対する）現象を構成するものであるという態度^mは、このエコノミ・ソシアルのそれ自体での肯定と軌を一にするものである。

これは端的に言えば不可知論であり、直接的事実とその存在根拠とを媒介できない新カント主義である。

よって、ここからも、エコノミ・ソシアル論は、それに善きものをもたらす根拠、つまりこの社会とその諸現象の産出の根源である、人間が生きて活動すること、つまりは労働に還帰することが求められていると言える。

そして、そうしなければ、エコノミ・ソシアル論は単なる説明論理に留まり、またもや、それを包摂する（概念なき）カテゴリーの発見と理由付けに奔走することになろう。

また、エコノミ・ソシアル論は、先にも述べたように、内的要素による本質論議においては、それが善きものの実現を目指す、公共的社会的なもの（エコノミ・ソシアル論では「私的」ではないということである。）であるということで国家の要素を、私的個人の集合・連帯であるということで私的企業（資本）の要素を、自己内に取り込んでおきながら、その一方で、他のものとの関係において規定しようとする場合には、それを国家でも私的資本でもないもの、したがって第3のものとして、前2者を批判する。

つまり、その場合には、国家（を中心とする公的機関）を、無媒介の権力に基づく、官僚制的な抑圧機関として放逐し、他方で、私的資本を、（悪しき）利潤追求の具現物として放逐するのである。

だが、たとえ、私的資本のグローバル化や公的企業の私化〔Privatization〕によって今日的な問題の多くがもたらされているとしても、私的資本や国家を社会科学の理論や社会把握から放逐すべきものということにはならない。

たとえば、現代社会の人々の社会的活動には、私的個人という存在を前提とした上で国家などの公的機関を主権者や地域住民という立場からコントロー

ルすることを目指したものも少なくないし、私的企業（資本）の公共的コントロールは、きわめて明瞭な今日的課題なのである。

よって、結果的あるいは実践的にはエコノミ・ソシアルは、これらのことと関係しているからといっても、本質論において一方で国家や私的資本を放逐する理論構造をもつエコノミ・ソシアル論は、社会科学ないしは社会把握の理論としては、本質的な欠陥を有することになる。

さらに、本質論議における方法的混乱・矛盾の前に、その前提的議論となる、そうした直面する問題を忌避し、理想的社会の形成に直接的なものを求める（当該論議では、それがエコノミ・ソシアルであった。）のは、直接の対象以外のものを理論的に包摂できないために、（現代の）社会のシステムを本質論的に把握することを放棄するものであり、社会科学ないしは社会把握の理論としては致命的である（しかし実際には、これがまた、エコノミ・ソシアル論では、その内部における種々の議論の外面的な把握や評価と結びついているのである。）。

これに対して、総体は個別によって形成されると同時に、個別的なものも総体的であるという認識態度を徹底できるのかということ、言い換えれば、対象の（総体的な）存在を前提にするのか、それとも認識主観にすくいとられた要素によって恣意的に「事実」を構成し、新カント主義に陥り不可知論に終わるのかということが、エコノミ・ソシアル論（の展開）においても問われているのである。

観点を換えれば、エコノミ・ソシアル論と、その方法的問題は、‘Modern Society’（近代社会＝現代社会）が、一環して同一の原理によって産み出されている、同一のシステムをもつものであるということを再認識させるとともに、そのシステムの同一性・一貫性は、システム原理とシステムの根源的な産出主体から媒介されるべきものであるということを指示しているのである。

注

- 1) 1986年には、野村秀和・生田靖・川口清史編『転換期の生活協同組合』（大月書店）が出版されている。
- 2) この言葉は、フランス語に由来し、1830年代に使われだした。19世紀後半においては様々な論者によって使用され、一時は一般用語としても通用したがそのために、当初より曖昧であったものが、さらに多義的なものとなるとともに、やがて死語となった。なお、フランスでのこの言葉が該当する対象の指示により相応しいものとして選択されたことには、19世紀末から20世紀初頭にかけて活躍した、経学者であり協同組合運動家でもあった、シャルル・ジードの影響が大きい。北島健一「『社会的経済』の思想と理論—フランスを中心に—」, 富沢賢治・川口清史編『非営利・協同セクターの理論と現実—新しい社会経済システムをめざして』, 日本経済評論社, 1997年刊行予定参照。
- 3) 1989年から、現在のヨーロッパ委員会の第23総局に、エコノミ・ソシアル（社会的経済）部局が開設されている。
- 4) 1984年6月のEC理事会では、失業克服と雇用送出のために（私的）企業や協同組合を設立・発展させることを決議している。cf. Commission of the European Communities, “Communication from the Commission to the Council, Businesses in the ‘Économie Sociale’ sector : Europeans’ frontier—free market, SEC (89) 2187final, 1989—12—18. なお、モンソン・カンボス「『社会的経済』—変動する経済システムと第3セクター」（J.ドゥフルニ・J.L.モンソン編著『社会的経済 近未来の社会経済システム』, 富沢賢治・内山哲朗・佐藤誠・石塚秀雄・中川雄一郎・長岡顕・菅野正純・柳沢敏勝・桐生尚武共訳, 日本経済評論社, 1995年所収。）の6頁も参照。
- 5) 北島・前掲論文参照。
- 6) 「最近ヨーロッパを中心にしてエコノミ・ソシアル（économie sociale）

という理論的枠組みをもって国民経済の構造の分析にアプローチしようとする試みがみられる。しかしながら、エコノミ・ソシアルという概念についてはまだ国際的な共通理解が成立しておらず、この概念の確定が理論上の課題となっている」（富沢賢治「EUのエコノミ・ソシアル理解」、『経済研究』Vol.46, No.2, 1995年4月, 136頁.）という文言は、この事態を端的に表している。cf. Vienney, C., “L'économie sociale”, Éditions La Découverte, 1994.

- 7) 北島健一「資料 フランスの協同経済事業体」, 『松山大学論集』第7巻第3号, 1995年8月, 186頁.
- 8) モンソンは、「社会的経済をまさに代表する制度があるとすれば、それは協同組合である」（モンソン・カンポス・前掲論文, 2頁.）とし、その理由として、「協同組合は、その歴史的背景、商業界におけるその広がり、すべての大陸におけるその存在、相当の人口部分にその基盤をもつこと、その運営原則、そしてその法的な地位の認知によって、公共セクターの企業や資本主義企業とは違って、社会的目的への資本の従属のみならず運営・管理の民主的方法を重視する、広範囲にわたる生産事業体の典型的な代表者となっている」（同上）ことを挙げている。
- 9) ドゥフルニは、エコノミ・ソシアルとは何かを「明確にすることは必要であり、「そのことは、社会的経済にたいする信頼の問題」（ドゥフルニ「第3セクターの起源、形態および役割」, ドゥフルニ・モンソン・前掲書, 18頁.）であるとしているのだが。
- 10) 「新しい社会的経済の理論の特徴は、市場経済に基礎を置く混合経済体制の中で、公共セクターとも私的セクターとも異なる独自の構成要素として発展しつつあるセクターの役割に注目している点にみいだされる。このような観点からすれば、現代の社会的経済論は…ジードが提起し…フォーケが『協同組合セクター』…で理論化し…レイドロウが『西暦2000年における協同組合』…で現代の協同組合運動の基本方針として展

開した協同組合セクター論の系譜をひくものと位置づけることができよう。」（富沢賢治「『社会的経済』解題」，ドゥフルニ・モンソン・前掲書，454頁。）

- 11) ミュンクナーも、この点を示唆している。すなわち、「ドイツではフランスで社会的経済の概念の展開を導いた社会的・経済的問題のいくつかの解決に、他の方法と手段が見いだされてきた」（H.ミュンクナー「ドイツにとって『社会的経済』とはなにか」（石塚秀雄訳），同『現代ドイツの協同組合論』（堀越芳昭・石塚秀雄訳），生協総合研究所，1995年，8頁。）と。これは、北島氏の分析を参照した富沢氏によれば、「ミュンクナー…によれば、社会的経済論は混合経済のなかで社会的経済セクターを拡大強化することによって社会問題の解決をはかろうとするものである」（富沢賢治「『社会的経済』解題」（前掲），469頁。）という「社会的経済論に対する」「内在的批判の一つの典型的な例」（同上文献，468頁。）を指示していることになる。
- 12) というのは、資本のシステムは、資本という物象（的主体）により編成されるシステムなので、この物象性という（抽象的）観点から観た場合、システムを編成する原理、さらにはシステムを産出する原理（の把握）を捨象すれば、同じく物象的主体として存在する協同組合の量的増大（による個別資本の凌駕）が、（見方によっては、）あたかも、システム原理を変換させるようにも思えるからである。しかしこれは、資本が何故この社会のシステム編成原理であるか（言い換えれば、この社会が資本主義であること）を想起すれば、直ちに否認されることではある。
- 13) 駒澤大学『北海道教養部論集』第6号，1991年10月。
- 14) 前掲拙稿は、その一つの成果であり、この前で述べたことは、その一つの帰結である。
- 15) Ch.ロック・M.クラインダunst「アメリカの社会的経済」（石塚秀雄抄訳），『生活協同組合研究』1993年11月号，59頁参照。

- 16) 同上文献, 60頁参照。
- 17) 同上文献, 64頁参照。
- 18) 川口清史「協同組合経済から社会的経済へ C I R I E C第19回大会の論議から」, 『生活協同組合研究』1992年10月号, 生協総合研究所, 68頁。ただし、この表現は、いかなる意味で「経済」と「社会」とが対立するのかを限定・明示しないかぎり、(経済的なものは社会的なものであるので) 意味不明である。後論を参照されたい。
- 19) 石塚秀雄「欧米における社会的経済原則と協同組合原則」, 国際協同組合研究会報告レジュメ, 1995年7月14日付, 1頁。
- 20) Desroche,H., “Pour un traité d'Économie Sociale”, CIEM, Paris, 1983, p.205 および “Mouvement coopératif et économie sociale en Europe á partir de l'expérience française”, 1987, la Revue de l'Économie sociale,p.66より作成。
- 21) この点は、諸々の公務労働に関する論考が明らかにしてきたことである。たとえば、山田定市氏は、つぎのように述べている。すなわち、「労働内容について深めるならば、それ(交通労働-引用者)はもはや公務労働の枠内にはとどまりえないものとなる。…同じことは、教育労働…や医療労働、その他多くの労働についてもいえることであろう。……労働内容にそくしてみるならば、公務労働者の性格や課題の多くが公務労働者にかぎらずすべての労働者に共通していることが明らかとなる」(山田定市「生活問題の現段階と協同組合」, 北海道大学『教育学部紀要』第42号, 1983年, 33頁。)と。
- 22) cf. Pestoff,V.A., “Third Sector and Co-Operative Services - Alternative to Privatization”, “Journal of Consumer Policy” 15, pp.23-25. 邦訳は『スウェーデンの福祉と消費者対策』(岩田正美訳, 生協総合研究所, 1993年.)の8~9頁を参照。
- 23) このような、ドイツ観念論の成果を直接に受け継いだ「否定」という述

語の用法については、有井行夫『マルクスの社会システム理論』（有斐閣、1987年、）から多大な示唆を受けた。ただし、本稿での用法が、ドイツ観念論あるいは有井氏の成果に照らして正当なものか否かは、本稿自身の問題である。

- 24) この点では、エコノミ・ソシアル論議においても、「『社会的経済』の諸組織は、『自分たちの欲求を協力し合って充足しようとする人々の自発的集まり』＝アソシアシオンという側面と、事業体という側面との二側面をもつことをその特徴としている」ということが、「よく指摘される」（北島健一「現代フランスにおけるエコノミ・ソシアルの思想」、『松山大学論集』第7巻第4号、1995年10月、33頁、）。なお、前掲拙稿は、これを主題とするものである。前掲拙稿（とくに第二章第三節「資本の否定的形態としての生活協同組合」）を参照されたい。
- 25) これに対し、遠山嘉博氏は、「狭義の第三セクター〔地方公共団体と民間との共同出資に基づく株式会社というように、日本で流通しているものを意味する－引用者〕を広義のそれ〔公共部門と民間部門との中間にある共同部門を指す－引用者〕のなかで経営形態的に再吟味するとともに、第一セクターおよび第二セクターの必要性を喚起したい」（遠山嘉博「第三セクター論再論－定義の再考と近年の変容－」、『公益事業研究』第42巻第2号、1991年、25頁、）として、問題を提起している。
- 26) これに対し、富沢賢治氏は、「一般に『社会的』は、『国家的』および『私的』という概念に対置される概念である。このような概念装置のもとで、『国家的セクター』とも『私的セクター』とも質を異にする『社会的セクター』の独自の位置が明確になる」（富沢賢治「『社会的経済』解題」（前掲）,472頁、）としているが、一般には、国家をも包摂するものとして社会は捉えられていると思われるので、ここでの規定の仕方は、富沢氏自身によって「国家」をカテゴリーとして限定させないかぎりには、「私的セクター」と「社会的セクター」の把握を、より混乱させるも

のでしかない。

- 27) 同上文献, 450頁.
- 28) 石塚氏の、「社会的経済は、私的経済と公共の〔二つ—引用者〕からは区別されるあるいは中間にあるものとして示されている」(石塚秀雄「ヨーロッパ社会的経済の動向」, 生協総合研究所・基礎理論部会における報告レジメ, 1993年10月23日付, 1頁.) という文言も、このことを捉え、端的に表したものと考えられる。
- 29) ここでの「理念」とは、「対立を生みだすものを自己に含みつつつねに統一している論理的構造」である「『移行および他者のうちで自分自身と関係する』真無限、ないし『他者において自己にとどまる』概念」の「実在する諸場面でのあり方」(有井・前掲書, 67頁.) という用法に準拠している。「理性」についても、同様である(同上参照。)
- 30) cf. Furlough, E., 'Cooperation in the Nord', "Consumer Cooperation in France: the Politics of Consumption, 1834-1930", Cornell University Press, 1991.
- 31) 「協同組合と共済組合は、もしそのサービスを同一の条件で組合員と第三者や一般公衆に対して提供するならば、自助組織としての性格や自己推進効力を失うことになる。こうした基準に従うならば、共同利益組織や公益組織は、自助組織ではなくてむしろ他者を助ける組織である。同様に、非組合員となんらの制限もなく事業を行うような協同組合や共済組合は、自助組織としての性格を失い、共同利益企業になるか、その事業志向経営をもちつづけるならば、資本主義的商業会社になるのである。」(ミュンクナー・前掲論文, 10頁.)
- 32) 前掲拙稿, 8頁.
- 33) 西川潤「エコノミー・ソシアル」③, 『日本経済新聞』1994年2月16日付.
- 34) 西川潤「エコノミー・ソシアル」②, 『日本経済新聞』1994年2月15日付.
- 35) 拙稿「医療の非営利組織—医療生協に限定して—」, 富沢・川口編・前

掲書所収.

- 36) 石塚秀雄「欧米における社会的経済原則と協同組合原則」（前掲），1頁.
- 37) 同上.
- 38) *Vgl.*Marx,K.,“Zur Kritik der Hegelischen Rechtsphilosophie”,Karl Marx—Friedrich Engels Gesamtausgabe I/2, Dietz Verlag, 1982, SS.3—137.
- 39) *Vgl.*Marx,K.,“Das Kapital”, Dietz Verlag, Bd.III, S.456.
- 40) 石塚秀雄「欧米における社会的経済原則と協同組合原則」（前掲），1頁.
- 41) したがって、モンソンの「社会的経済という概念は、無意味な同義反復であるということには必ずしもならない。すなわち、『社会的』なものとしての経済という概念は、伝統的な経済概念とは明らかに異なる方法論的な視角から導き出されるものである」（モンソン. カンボス・前掲論文，2頁.）という主張も、ここで言う「経済概念」が「伝統的」であることを理論的に論証しないかぎりには、牽強附会なものでしかない。しかし、モンソンらのエコノミ・ソシアル論者の主張内容に反して、社会は総体的な存在であり、それを構成する個別的なものも総体的である。したがって、経済的なものは、近代=現代においては、同時に社会的でもあるのである。
- 42) 石塚秀雄「欧米における社会的経済原則と協同組合原則」（前掲），2頁.
- 43) 同上文獻の3頁を参照。
- 44) 北島健一「現代におけるエコノミ・ソシアルの思想」（前掲），33頁.
- 45) 石塚氏や富沢氏は、ワロンのエコノミ・ソシアルについての公式（後述）と国際協同組合同盟の6原則（①自発性と加入脱退の自由、②民主的管理、③出資金に対する利子の制限、④剰余金の公正な配分、⑤教育促進、⑥協同組合相互の協力）とを対照し、両者の共通性を強調している（石塚秀雄「欧米における社会的経済原則と協同組合原則」（前掲）および富沢賢治「『社会的経済』解題」（前掲）参照。）が、エコノミ・ソシ

アルとは協同組合を主要構成要素とするものであるのだから、エコノミ・ソシアルの原則とされるものと協同組合の原則とされるものとの間に強い共通性があっても当然のことである。したがって、これはトートロジーにもなっていないと言える。なお、ベルギーのワロン地域圏エコノミ・ソシアル評議会が1990年3月に採択したエコノミ・ソシアルの「公式」（これは、多くの研究者が、エコノミ・ソシアルの定義のように用いている。）においては、「社会的経済は、主として協同組合、共済組織、アソシエーションといった企業によって遂行された経済活動から成るものであり、その倫理は次のように示される。（1）利潤目的よりも、構成員またはその集団へのサービスを究極目的とする。（2）経営管理の自治。（3）民主的決定の手続き。（4）収入の配分における、資本に対する人間および労働の優位。」（ドゥフルニ「ベルギーの社会的経済セクター」、ドゥフルニ・モンソン・前掲書、201頁。）としている。

- 46) 「社会的経済の推進者たちによれば、社会的経済企業は、それらの法律形式によって定義されるのではなくて、それらの哲学的基盤、価値体系、さらには活動方法によって定義される。彼らはわれわれの時代の経済的、社会的問題を、資本主義と社会主義の間にある道を選ぶことによって解決しようとしている。しかしそれは、信頼できる堅固で明確に定義できる概念というよりも、むしろ思考方法、優先規定、企業の活動と経営方法といったものである。」（ミュンクナー・前掲論文、6頁。）
- 47) 前掲拙稿を参照されたい。

（付記）

本稿は、とくに2の(3)「エコノミ・ソシアル論の本質論における矛盾」を中心に、生協総合研究所主催の欧州調査研究についての報告書の一部として公刊されるはずであった拙稿「『社会的経済』海外調査・総合的論評」を基にしている。

なお、同稿を含む同報告書は、理由の明示されないまま未刊となり今日に至っているので、本稿は論文としてのオリジナリティーを有するものと筆者（高畑）は理解している。

以上